

一般社団法人日本ファミリーホーム協議会 ブロック活動費 要綱

2021年8月1日

(目的)

第1条 この要綱は、一般社団法人日本ファミリーホーム協議会 ブロック活動費の交付について、必要な事項を定め、ブロック活動の活性化と継続的活動を支援することを目的とする。

(責務)

第2条 ブロック活動費の執行に当たっては、ブロック活動費が会員の年会費を財源に賄われるものであることに特に留意し、交付の目的に従って公正かつ効率的に使用されるよう努めるものとする。

(期間)

第3条 期間は、4月1日から3月31日までとする。

(ブロック活動費)

第4条 各ブロック1ホームあたり1万円とし、ブロック会員数に乗じた金額とする。但し、上限は40ホーム分(40万円とする。)

2 ブロック会員数に乗じた金額とするが、前年度の残金に加えて、不足分を今年度の交付額とする。

3 ブロック活動費の上限を超える支出に関しては、役員会で協議し承認する。

(ブロック活動費の使用方法)

第5条 別表1及び別表2に定める。

(交付の時期等)

第6条 毎年度、一般社団法人日本ファミリーホーム協議会 定時総会終了後、速やかに交付するものとする。ただし、必要があると認めるときは、定時総会終了前に、ブロック活動費の全部または一部を概算払により交付することができる。

(実績報告)

第7条 ブロック活動費の交付を受けた者は、会計年度の3月末までに次の物を提出しなければならない。

(1) ブロック活動費収支決算報告書

(2) ブロック活動報告書

(3) 領収書等証拠書類 (ブロック名義の通帳の残高証明書又は最終残高ページのコピー)

(ブロック活動費の精算)

第8条 事務局は、前条に規定する報告を受けたときは、当該報告に係るブロック活動費の使途が、これに付した条件に適合するものであるかどうかを確認し、適合すると認めたときは報告書を受理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は別途、本部理事と協議し定める。

別表1 ブロック活動費対象となる経費（活動実施に伴うものに限る。）

科目	内容
研修会費	会場費、講師等の謝礼金、研修会時の茶菓子代、お土産代、飲食代など。
定例会費	会場費、交通費など。
事務通信費	ハガキ代、切手代、郵送代、電話代、印刷代など。
消耗品費	文房具等の事務用品、封筒、コピー用紙、インク代、プリンター代、ラベル代、など。
その他	ブロック理事了承の上、必要と認められる経費など。

別表2 対象とならない経費

科目	内容
報酬費	ブロック理事や、研修会・定例会へ参加者する会員に対する報酬。
宴会費	アルコール代など。
その他	ブロック内で協議の上、認められない経費。

附則

- 1 この要綱は、令和3年8月1日から施行する。